

労働者派遣事業関係業務取扱要領(※令和8年4月施行分)の改正概要

○ 主な改正事項を掲載

令和8年4月1日改正

改正箇所			改正の概要
第2	適用除外業務等	2(5)	令和8年4月施行の労働者派遣法施行令改正に伴う修正。
第6	派遣元事業主の講ずべき措置等	令第4条の業務(19)	令和8年4月施行の労働者派遣法施行令改正に伴う修正。
第8	労働基準法等の適用に関する特例等	1(3)	労働基準法に係る記載の文言の適正化。
		第10-1表 派遣中の労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担	労働安全衛生法の改正(令和8年4月施行)、育児・介護休業法の改正(令和7年10月施行)及び労働施策総合推進法の改正(令和8年4月施行)に伴う修正。
		2 労働基準法等の適用に関する特例等	労働基準法に係る記載の文言の適正化。
		3 労働安全衛生法の適用に関する特例等	労働安全衛生法の改正(令和8年4月施行)に伴う修正。
		7 育児・介護休業法の適用の特例	育児・介護休業法の改正(令和7年10月施行)に伴う修正等。
		8 労働施策総合推進法の適用の特例	労働施策総合推進法の改正(令和8年4月施行)に伴う修正。
第14	その他	2(5)ト	住民基本台帳カードの記載削除(住民基本台帳カードの有効期限満了のため)。派遣元責任者講習の受講証明書について、旧氏使用を可とする旨追記。
第15	様式集	比較対象労働者の待遇等に関する情報提供記入例(1人)	記入例の文言適正化。
		比較対象労働者の待遇等に関する情報提供記入例(複数)	記入例の文言適正化。
		比較対象労働者の待遇等に関する情報提供記入例(標準的)	記入例の文言適正化。
		労使協定のイメージ	最新版(令和8年度適用版)に差し替え。